レンタル型墓地「常光陵」使用のしおり

★現地受付所
第二むさしの霊園　管理事務所
〒350-0464　埼玉県入間郡毛呂山町南台4-29-7
Tel 049-294-7557　午前9時～午後5時（水曜定休日）

★東京受付所
戸田葬祭サービス株式会社
〒174-0041　東京都板橋区舟渡4-16-11
Tel 03-3967-4249　午前9時～午後5時

第二むさしの霊園　検索

1．常光陵の趣旨について（何故レンタル型墓地か？）

（1） 一般的な墓地の場合、永代使用権を取得しますと永代に亘って使用できる代わりに、何か事情があって墓地を返還するようなときは、納めた墓地永代使用料は返還されませんし他人に譲渡もできません。その上、返還するときは更地にして戻すことになりその費用もかかります。

（2） 常光陵は永代に亘る墓地ではありません。更新はできますが期間は5年の墓地です。だから永代使用墓ではなくレンタル型墓地です。従って墓石つきの有効期限の墓地とも言えます。

（3） 遺骨をどこにどういう方法で埋蔵するかおまつりするか将来に亘って決定しきれない方が一時的な遺骨の安置をするために設置された墓地です。

（4） 従って次の方たちのために用意された墓地です。

（イ）近い将来永代に亘る墓地を考えているが、まだ決められないでいる方。
（ロ）夫婦のみで後継者のいない方や、小家族の親子で将来お墓参りが続けられなくなりいずれ合祀墓を利用するか散骨など予定する方。
（ハ）仕事の都合上や、生活上の関係で外国などに永住を考えている方で、所持している遺骨を将来散骨するか合祀墓に入れるかを考える方。
（ニ）合祀墓や散骨を将来考えているが、当面お墓に埋蔵したい方。
（ホ）お墓の改葬の予定のある方など。

2．常光陵の運営管理について

（1） 常光陵は、埼玉県入間郡毛呂山町にある第二むさしの霊園に開設され、当霊園が維持管理を約束するレンタル型墓地です。

（2） 第二むさしの霊園の事業主体であり管理者は、宗教法人釈迦牟尼会ですが、常光陵の維持管理及び事務手続等の一切を戸田葬祭サービス株式会社が業務受託して運営に当っています。

3．使用の申込みと使用許可について

（1） 常光陵は、宗教・宗派・国籍を問わずどなたでも使用することができます。

（2） 現在所持している遺骨を分骨する場合も、他の墳墓からの改葬や分骨の場合も使用できます。

（3） 使用者が同一の場合に限り２遺骨まで納骨することができます。

（4） 焼骨以外のものは埋蔵できません。

（5） 常光陵の使用申込みをする者は、申込遺骨との関係を証明できる書類及びその他必要書類を添えて提出し、使用料並びに保証金が納付された時点で「常光陵使用許可証」が発行されます。

4．常光陵の使用期間と使用料について

（1） 常光陵の使用権は、使用許可証の発行日から5年間とします。埋蔵された遺骨が２遺骨の場合でも使用許可書発行の日から起算します。

（2） 使用期間が満了した時には、契約を5年間更新することができます。

（3） 当初申込時に使用料の他に申込遺骨の数に応じて保証金をお預かりします、保証金は契約期間満了後に利息を付けず返納します。

（4） 使用料は常光陵使用許可書発行時の価格表によって定めるものとします。

（5） 使用期間満了後に当霊園の永代供養墓地「鑽仰廟」に合祀の希望がある場合は、お預りしている保証金を鑽仰廟使用料に充当させていただきます。

（6） 常光陵の使用を中止する場合

（イ）使用許可証発行後１ヶ月以内の場合は、使用料は全額返納します。

（ロ）墓石の字彫り加工の着手後の場合は、その費用を差引いた金額とします。

（ハ）使用許可証発行後１ヶ月以上経過した場合は、理由の如何を問わず使用料は一切返納いたしません。

5．遺骨の埋蔵（納骨方法）について

（1）　使用者が納骨を行う場合は、事前に管理事務所と打ち合わせをし、日時を決めて実施し、納骨作業は管理事務所が行います。

（イ）　使用者は、管理事務所に使用許可証と遺骨に添付されている埋･火葬許可証（又は改葬許可証）を提出していただきます。

（ロ）　使用者が納骨に立会えない場合は、代理人との関係を確認させていただくことがあります。

（ハ）　納骨される墓碑には、家名･戒名（又は俗名）･没年月日･享年を彫刻いたします。

（ニ）　管理者は、「埋蔵証明書」を発行します。

（2）　使用者が納骨の際供養行事を行うときは、希望により管理事務所で僧侶をご紹介します。

（3）　使用者が通常の参詣以外の供養の行事を行う場合は、管理事務所と打合わせの上実施して下さい。

6．常光陵の使用許可の取消しについて

（1）　使用者が遺骨の供養目的以外に使用したり、他の使用者の信仰を妨害するなど、近隣に迷惑になるような行為を行った場合は使用許可を取消すことがあります。

（2）　使用者が使用権利を第三者に譲渡したり転貸することはできません。この場合は使用許可を取消すことがあります。

（2）　当霊園の管理業務の妨害や管理者が行う慰霊の儀式及び慣習を妨げる行為がある場合は、使用許可の取消しや当霊園への立入りを禁止することがあります。

7．各種申請

（1）　使用者及び関係者は、本籍、氏名、住所の変更があったときは書面によって管理事務所に届出をして下さい。

（2）　常光陵の使用許可証や埋蔵証明書の再交付を求める場合は管理事務所に申請して下さい。その場合は、別に定める手数料を申し受けます。

8．その他

常光陵を使用する場合には「常光陵使用規則」があります。確認の上で申込みして下さい。